

## 国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ ～ 70歳以上の方の自己負担限度額が変わります～

### ◆高額療養費の自己負担限度額

#### 現行

区分	自己負担限度額	
	外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み所得者 課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% <44,400円> 多数回該当※2
一般 課税所得 145万円未満※1	14,000円 (年間 14.4万円上限)	57,600円 <44,400円> 多数回該当※2
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

#### 平成30年8月～

区分	自己負担限度額	
	外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% <140,100円> 多数回該当※2
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% <93,000円> 多数回該当※2
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% <44,400円> 多数回該当※2
一般 課税所得 145万円未満※1	18,000円 (年間 14.4万円上限)	57,600円 <44,400円> 多数回該当※2
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含まれます。

※2 多数回該当とは、過去12カ月に「外来+入院」で3回以上高額療養費の支給を受けた場合に4回目の支給から適用される自己負担限度額が減額されることをいいます。

- 8月から、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用認定証」が必要になります。
- 外来の一般区分においては、1年間（8月～翌7月）の外来の自己負担合計額に144,000円の上限が設けられます。
- 非課税世帯以外の世帯については、多数回該当が設定されます。

### ◆高額医療・介護合算の自己負担限度額

#### 現行

区分	自己負担限度額
現役並み所得者 課税所得 145万円以上	67万円
一般 課税所得 145万円未満※1	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

#### 平成30年8月～

区分	自己負担限度額	
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	141万円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	67万円
一般 課税所得 145万円未満※1	56万円	
低所得者Ⅱ	31万円	
低所得者Ⅰ	19万円	

## 国民健康保険の被保険者の皆さまへ ～ 高齢受給者証と被保険者証が一体化します～

平成30年度更新分（8月1日）より、高齢受給者証と被保険者証が一体化します。

これにより、70歳以上の方につきましては、被保険者証に2割または3割の負担割合が記載されます。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(73)5502